

相鉄事件報告集会

復讐義務不存確認等請求

相鉄は働く者の尊厳・人権より経営の黒字化か?

8月3日(金)、横浜市開港記念会館において「相鉄ホールディング」がこれまで強行してきている不当労働行為に対する「相鉄事件報告集会」が相鉄労組(高橋廣康委員長1300人)により開かれました。集会は私鉄関東地連、連合神奈川、私鉄甲神静ブロック、県私鉄特別闘争委員会、県交運労協などから連帯の挨拶を受け、相鉄労組 青木正之書記長による「バス支出削減策提案の経過」報告、嶋崎量弁護士による「県労委、裁判の経過と課題」の報告で進められました。



主催者を代表して挨拶する高橋廣康委員長

相鉄が不当労働行為!



2000年以降の相鉄のバス事業は、相鉄ホールディングスと相鉄バスの2社で運行を行ってまいりましたが、協議、交渉の過程で「出向者は在籍出向とし、退職するまで賃金補填する」との確約できたことから2010年、相鉄バス株に統合した。2014年、ホールディングスの『支出を削減したい』として、相鉄バス株に出向している組合員に賃金補填が必要となくなる『転籍』を提案、『転籍に応じない者はバスの仕事から外す』と恐喝まがいに転籍承諾を迫るなど、組合との協議を無視して強行実施しました。2015年6月、神奈川県労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行ない、同時に、横浜地裁にもバス事業以外の職場で働く義務はないという内容で提訴しました。

問われる相鉄経営の論理観

労働委員会の勧告も無視し、バス運転士に専任りや雇済消命する

相鉄労組は、これまでバス事業単独で経営を黒字化することではなく、地域における相鉄の信頼感を高めるためにもバスを社会的インフラと位置づける「経営方針」こそ大切だと訴えてきました。しかし相鉄は「バスの仕事をさせない」ことを公言し続けたことから、相鉄労働組合は神奈川県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。

神奈川県労働委員会も、バス運転士に何ら関係のない業務を命じることに苦言を呈していましたが、相鉄はこれを無視し、草刈りや駅の清掃作業などを命じました。

バス職場に戻し、「ブラック企業化」許さない!

神奈川県労働委員会は相鉄が苦言を無視したことを受けて、運転業務に戻すよう「勧告」を出しましたが、相鉄はこれをも無視、相鉄労組としては2016年6月24日、原告58名（当時）を立て、異動命令無効確認・損害賠償請求（民事訴訟）で横浜地裁に提訴しました。

労働者の尊厳を無視し、人権を侵害、公的機関の勧告も無視、社会的信用を失墜させる相鉄、林社長の反社会的な労務政策に抗議しています。

私たちの仲間を直ちにバス職場に戻し、ブラック企業化を許さない取り組みを進めていきます。

島崎量弁護士は2018年4月19日の横浜地裁での民事訴訟の全面敗訴の判決要旨・経過を報告、同6月18日には高裁に控訴しました。

また、相鉄不当労働行為事件原告団長、相鉄労組鉄道支部、本社支部、青婦協の仲間の決意表明が行われました。



▶これからの闘いの課題は「相鉄ホールディングはバス労働者をバス職場に戻せ」という声を更に広く社会に呼びかけ、ナショナルセンター・産別・単組・地域をこえての闘いにすること。高裁第1回期日は2018年9月6日（予定）。

150名の仲間が参加!

会場には労働団体、市民団体、政党など150名の仲間が参加、最後に神奈川県私鉄小山副委員長の団結ガンバロウで勝利の決意をこめました。



神奈川県私鉄小山副委員長の団結ガンバロウで勝利を誓い合った